

議案第 3 号

野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
の制定に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）  
第23条第2項の規定により市長から意見を求められた野田市立幼稚園の設置  
及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、同意する旨回答  
する。

令和5年2月15日提出

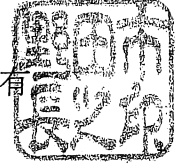
野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

野総総第237号

令和5年2月14日

野田市教育委員会 様

野田市長 鈴木 有



市議会提出議案に関する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第62号）第29条の規定に基づき、下記のとおり野田市教育委員会の意見を求めます。

記

1 案件名

- (1) 野田市郷土博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

2 提案議会

令和5年第1回野田市議会定例会（3月）

3 回答期限

令和5年2月15日（水）

4 回答先

野田市総務部総務課庶務係（内線2984）



野田市条例第 号

野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和39年野田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

「  
第2条の表野田市立野田幼稚園の項中 260人 を  
」

「  
60人 に改め、同表野田市立関宿中部幼稚園の項中  
」

「  
「  
175人 を 30人 に改める。  
」  
」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
（定員に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例第2条の表野田市立野田幼稚園の項中「60人」とあるのは「70人」とする。

## 提案理由

野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定により、市長から意見を求められたことによるものである。

参考資料

野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
 (下線の部分は改正部分)

○ 野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例 (昭和39年野田市条例第1号)

改 正 案			現 行		
(名称、位置及び定員) 第2条 幼稚園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			(名称、位置及び定員) 第2条 幼稚園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
野田市立野田幼稚園	(略)	<u>60人</u>	野田市立野田幼稚園	(略)	<u>260人</u>
(略)			(略)		
野田市立関宿中部幼稚園	(略)	<u>30人</u>	野田市立関宿中部幼稚園	(略)	<u>175人</u>

## 【概要説明及び対応方針】

### 野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

#### 1 改正の理由・目的

現在、公立幼稚園の在り方について検討を進める中で、少子化等の影響を受け、定員数と利用園児数が大幅に乖離している状況を整理するため、令和5年度の利用園児数の見込み及び過去5年間の推移を勘案し、定員を変更するため本条例の一部を改正しようとするもの。

なお、「子ども・子育て支援制度」では、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定に基づき、「あらかじめ市町村が条例で設置する審議会の意見を聴くこと」とされていることから、1月30日（月）の児童福祉審議会の意見を伺い、了承を受けたことから、3月議会に上程するものです。

#### 2 改正内容

利用者が条例に規定する定員に対して大幅に下回っている野田市立野田幼稚園及び野田市立関宿中部幼稚園について、適正な定員に変更しようとするもの。なお、関宿南部幼稚園は休園中のため改正しない。

公立幼稚園の定員数については、法的な規定はなく、幼稚園設置基準で、一学級の幼児数は35人以下を原則とすると規定しているのみとなります。

そのことから、次のとおり変更したいと考えております。

(③は3歳児、④は4歳児、⑤は5歳児を表す。)

	変更前	変更後
野 田	260 人	60 人（参考：③20 人、④20 人、⑤20 人） 経過措置として令和5年度のみ 70 人（③20 人、④20 人、⑤30 人）とする。 来年の利用園児数と今後の見込を考慮した人数とした い。
関宿中部	175 人	30 人（参考：④15 人、⑤15 人）

		来年度の園児数の見込が10名以下となりますが、協同性等を育むためには一定の規模の集団を維持する必要があることから、令和5年度の募集人数に合わせ、年齢児ごとに15名とし、4歳児と5歳児を合わせ、30名としたいと考えております。
関宿南部	175人	休園中のため定員は改正しない

### 3 令和5年度の利用園児見込み

#### (1) 野田幼稚園

3歳児	4歳児	5歳児	合計
17人	16人	31人	64人

#### (2) 関宿中部幼稚園

4歳児	5歳児	合計
7人	9人	16人

### 4 予算措置

なし

### 5 施行期日等

令和5年4月1日から施行する。ただし、利用定員に関する経過措置として、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の野田市立幼稚園設置及び管理に関する条例第2条の表野田市立野田幼稚園の項中「60人」とあるのは「70人」とする。

### 6 スケジュール

- ① 調整会議 令和5年2月3日（金）
- ② 主管者会議 令和5年2月14日（火）
- ③ 教育委員会定例会 令和5年2月15日（水）
- ④ 市議会議案上程 令和5年2月28日（火）